

税外収入UP～歳計現金の国債等による運用を再開～

- 地方自治法第235条の4
普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金(以下「歳計現金」という。)は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。
- 地方自治法施行令第168条の6
会計管理者は、歳計現金を指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によつて保管しなければならない。

歳計現金は、2023（令和5）年度まで譲渡性預金及び大口定期預金により運用を行っていたが、2024（令和6）年8月から2009（平成21）年9月まで行っていた国債等による運用を15年ぶりに再開した。



○2023（令和5）年度と2024（令和6）年度の運用益の比較（累計）

運用益累計（千円）

